

別記

仕 様 書

1 業務名称

都城北諸県圏域ペットボトル水平リサイクル事業

2 業務目的

都城市および三股町で構成する都城北諸県圏域（以下、「本圏域」）において、家庭から排出されるペットボトルは、都城市リサイクルプラザで中間処理（選別・圧縮・梱包）後、契約に基づき、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、再商品化事業者によりリサイクルされているが、リサイクル方法は選べず、ペットボトルだけでなくその他の用途（繊維やシート等）にも再生されている。

そこで、ゼロカーボンシティの実現を目指す本圏域が、ペットボトルの水平リサイクル「ボトル to ボトル」事業を実施する事業者と協定を結び、使用済みペットボトルを提供し、「ボトル to ボトル」を実現することで、環境啓発のイメージアップを図り、リサイクル活動を推進することを目的とする。

3 業務期間

協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、ペットボトルの引き渡しについては、令和8年4月1日から開始するものとする。

なお、協定期間満了の6か月前までに、本圏域又は協定予定者のどちらかから書面による協定解除の申し出がない限り、自動的に協定期間を延長できるものとする。

4 業務場所

都城市および三股町

5 業務内容

(1) ゼロカーボンシティ実現に向け、未来を担う子ども達に対する環境学習や住民への環境に対する意識改革を目的とした環境啓発活動を推進するもの

(2) 本圏域で回収し、中間処理を行った使用済みペットボトルを、再商品化事業者が有価物として買い取り、リサイクルを行うもの

ア 品目

都城市リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包（ベール化）されたペットボトル
イ 保管施設

都城市リサイクルプラザ 宮崎県都城市下水流町 4028 番地 11

ウ ベールの寸法（目安）／重量（目安）／結束材

0.4m×0.6m×0.4m／20 kg／PP バンド

エ 性状等

家庭から排出されたペットボトルで、一定量のキャップ・ラベルや汚れ等が付着しているもの。

オ 年間引渡見込量

528,040 kg（令和４年度から令和６年度までの平均引渡量）

カ 引渡方法等

- （ア） ペットボトルの積み込み、搬出、運搬等にあたっては、本市および都城市リサイクルプラザ指定管理者（以下、管理者という。）の指示に従うこと。
- （イ） 搬出日時については、その都度、管理者と受注者との調整すること。
- （ウ） 受注者は、積み込みの際は、管理者と調整の上、市の保有する機器類を使用することができるものとする。
- （エ） 搬出、運搬に係る費用はすべて受注者が負担するものとする。
- （オ） 受注者は、運搬・保管に必要なパレット等を本市および管理者が指定する数量分用意すること。
- （カ） 運搬する際は、飛散防止措置を必ず講じること。
- （キ） 重量は、保管施設にある計量器（積載寸法：幅３ｍ×長さ１０ｍ）を用いて計測すること。ただし、運搬車両の規格が大きく、保管施設の計量器で計測できない等の場合は、受注者が使用する計量器を用いて計測し、本市および管理者へ速やかに報告すること。

キ 支払方法

本市が発行する納入通知書により、期限内に納入すること。
なお、１か月ごとに集計し、請求を行うものとする。

- （３） その他、企画提案書等で提案のあった事業の実施

６ 再商品化の条件

- （１） 日本国内においてペットボトルの再商品化を実施すること。
- （２） ベール化したペットボトルの運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化に至る一連の工程で、生活環境に悪影響を与えず、持続可能な体制で国内資源循環を図るペットボトル水平リサイクルのルートを構築すること。
- （３） 厚生労働省「食品器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に基づき安全性の判断基準を満たし、適切な製造品質管理が可能であること。

７ 疑義の決定

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、都城市と再商品化事業者とが協議の上、定めるものとする。